

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)について

(諮問第3164号)

<目次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	5
3	審査結果	21

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和5年●月●日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友 仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和5年3月24日付け諮問第3164号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見1 接続料の透明性・公平性および接続事業者の予見可能性担保の観点から、第9次 IP-LRIC モデルにより算定される令和5年度の接続料水準について、令和4年度からの上昇分の根拠を明らかにすべき。	考え方1	
<p>○ 長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料について、令和4年度に比べ、第9次 IP-LRIC モデルにより算定される接続料水準が+12%と、当初の見通し※より大幅に上昇しており、事業計画に一定の影響を及ぼしています。</p> <p>当該接続料上昇の理由につきましては NTT 東西殿の算定根拠の中で明らかにされているものではないことから、接続料の透明性・公平性および接続事業者の予見可能性担保の観点から、当該上昇分の根拠を明らかにすべきと考えます。</p> <p>※「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～最終答申」(令和3年9月1日) P69 図表 27 各モデルによる接続料の試算結果 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本の申請においては、第9次 IP-LRIC モデルに入力した通話時間・通話回数等及びそれらの予測方法並びに同モデルにより算定した各機能の接続料原価が算定根拠として示されているところです。</p> <p>○ 今般の申請にあたり第9次 IP-LRIC モデルに入力された通話時間・通話回数が、御指摘の情報通信審議会答申における試算時の入力値を大きく下回っていることが、試算時からの上振れの要因の一つであると承知しています。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、接続約款変更の申請にあたり、接続料の公平性・透明性の観点から、引き続き、必要な説明・情報の開示を行うべきであると考えます。</p>	なし
意見2 NTT東日本・西日本においては、設備仕様による影響や制約事項等がある場合には、当該情報を含めて議論できるよう、早い段階で事実を確認し、説明することを要望。	考え方2	
○ ワイヤレス固定電話の接続料について、接続料規則第3条に基づく許可申請により、規定された「加入電話・メタル IP 電話接続機能」とは異なる「光 IP 電話接続機能」の接続料の適用が申請されております。今回の申請内容	○ ワイヤレス固定電話及びひかり電話の通話において同じ識別情報が付与されるという情報は、御指摘のとおり制度の設計に大きく影響を与えるものです。こ	なし

<p>は、接続事業者にとって不利益となるものではなく、かつ接続事業者の意向を踏まえたものであることから適当と考えますが、一方で、ワイヤレス固定電話の接続料については、令和3年末から令和4年9月の情報通信審議会答申まで複数回に渡り議論を重ねてきたものです。NTT東日本・西日本の設備仕様により、ワイヤレス固定電話とひかり電話が同じ識別情報を付与されるという事実は、議論の前提として重要なものであり、本来であれば、議論する段階で開示していただくべき情報と考えます。NTT東日本・西日本においては、仕様による影響や制約事項等がある場合には、当該情報を含めて議論できるよう、早い段階で事実を確認し、ご説明いただくよう要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>のことに鑑みれば、NTT東日本・西日本においては、先般の情報通信審議会において議論に必要な情報として提供すべきであったと考えます。</p> <p>○ 今後、同社においては、接続ルールに関する議論等において必要となる可能性がある情報を積極的に審議会等に提供することが適当と考えます。</p>	
<p>意見3 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の算定における適正利潤について、報酬の構成要素に含まれるレートベース、自己資本比率、自己資本利益率、β値について、それぞれの算定に当たっての考え方や算定方法の適正性を検証するため、客観的な観点から議論を進めることを期待。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 第一種指定電気通信設備との接続に関しては、令和4年3月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申において「報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当」との考え方が示されたこと（第68回接続料の算定等に関する研究会（本年2月20日）資料68-4P1）に基づき、同研究会で現在、その接続料の算定における適正利潤について議論が行われております。</p> <p>報酬の構成要素に含まれるレートベース、自己資本比率、自己資本利益率、β値それぞれの算定に当たっての考え方や算定方法について、その適正性を検証するためにも、他の公共事業（電力・ガス・鉄道等）や諸外国の事例を参考にするなど、客観的な観点から議論を進めていただけることを期待します。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 適正利潤の算定方法については、総務省において、御指摘の観点も含め、必要に応じて見直しを検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>なし</p>
<p>意見4 スタックテストは、接続料水準の妥当性や、競争事業者との間において、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認する上で必要。引き続きスタックテストによる検証の実施を要望。</p>	<p>考え方4</p>	

<p>○ スタックテストは、接続料と利用者料金の関係を検証することが目的であるため、接続料水準の妥当性や、第一種指定電気通信設備を利用する競争事業者との間において、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認する上で必要と考えます。</p> <p>当該機能を利用する接続事業者がいる以上、引き続きスタックテストによる検証の実施を要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ スタックテストの在り方については、総務省において、御指摘の観点も含め、必要に応じて検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>なし</p>
---	---	-----------

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
接続約款の変更の認可申請に関する説明
(長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)**

令和5年5月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森林 正彰

2. 申請年月日

令和5年3月17日(金)

3. 実施予定期日

認可後、令和5年4月1日(土)に遡及して適用

4. 趣旨

電気通信事業法施行規則等の一部改正(令和5年2月16日に公布及び一部施行)を受けて、長期増分費用(LRIC)方式により算定した接続料等を反映するため、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を行うもの。

5. LRIC方式により算定した令和5年度の接続料等

LRIC方式により算定した令和5年度の主な接続料

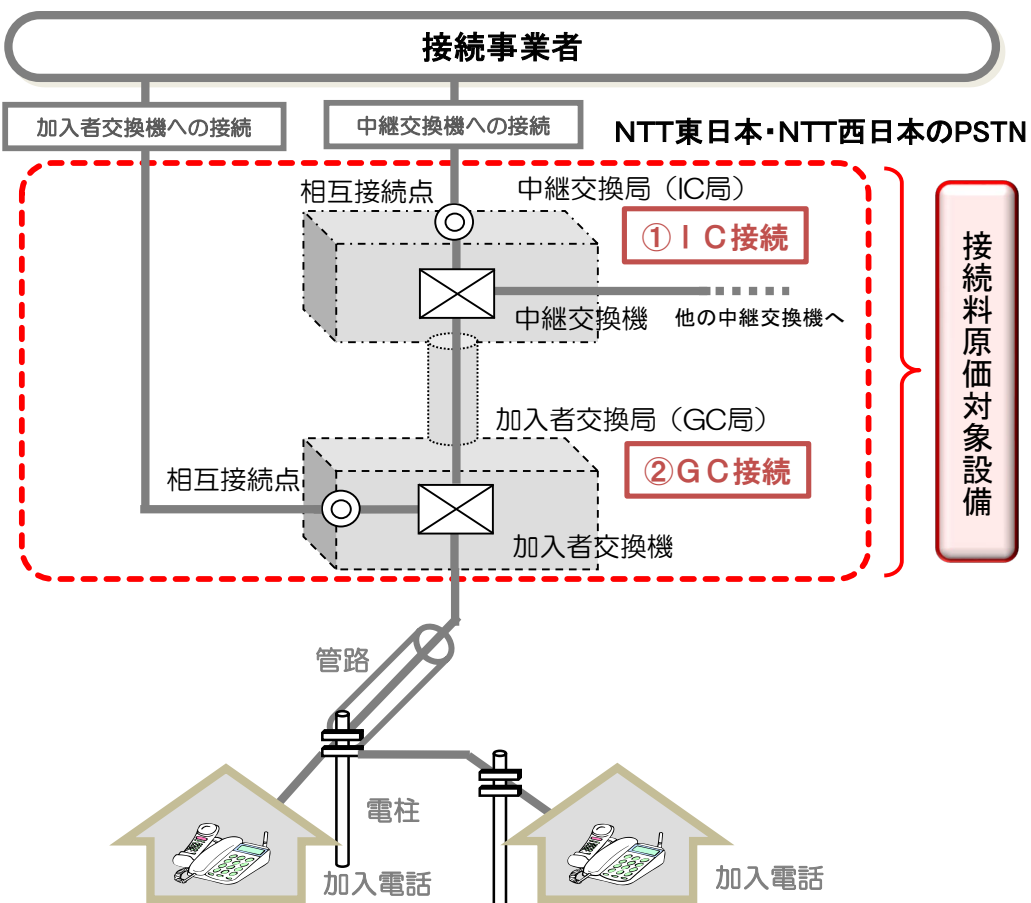
	令和5年度
加入電話・メタルIP電話接続機能	8.33円 /3分

(参考) 令和4年度の主な接続料

加入電話・メタルIP電話
接続機能 8.49円 /3分

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ(PSTNの場合)



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
 - 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
- ※ 2~3年毎に実施。令和4年度からは、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルを組み合わせ適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し。
 - 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。
<参考 令和4年度の認可接続料>
加入電話・メタルIP電話接続機能: 8.49円/3分
- ※ 毎年度実施。

IP網への移行期間中におけるLRICモデルの適用方法

LRICモデルの適用方法

- IP網への移行期間中(加入電話・メタルIP電話においては令和4年4月から令和6年12月まで)の接続料算定においては、IP網への移行に伴う接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る負担を単一化するため、接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る接続機能^{※1}を、単一の法定機能(加入電話・メタルIP電話接続機能)として規定している。

※1 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る a.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用なし)、b.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用あり)及びc.中継交換機接続 並びに接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る d.関門系ルータ接続 の4つの接続形態について、負担額を単一化する(下図参照)。

- 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラヒックの移行割合^{※2}により加重平均して算定する。

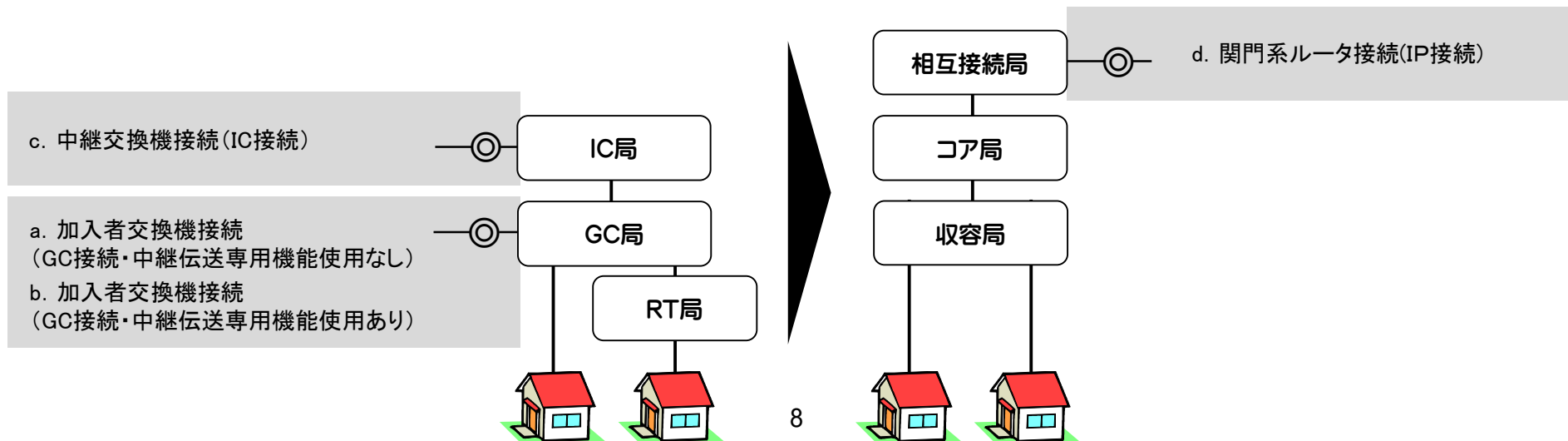
※2 IP網へのトラヒックの移行割合: 令和4年度 9% 令和5年度 34% 令和6年4月から同年12月まで 77%

- 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額の算定には第8次PSTN-LRICモデルを、接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額の算定には、第9次IP-LRICモデルを適用する。
- なお、接続ルート切替前後に特有の機能については、それぞれ、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを適用して接続料を算定する。

■ 接続ルート切替前後の接続機能

【第8次PSTN-LRICモデル】

【第9次IP-LRICモデル】



算定根拠（PSTN-LRICモデルに入力する通信量①）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

<MA内・MA間ZA内・GC接続・IC接続（GCを経由するもの）>

$$\text{「令和4年度下期＋令和5年度上期」予測通信量} = \text{「令和3年度下期＋令和4年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和4年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和5年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和4年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和3年10月～12月と令和4年1月～9月との構成比を用いて加重平均したもの。

（単位：百万回、百万時間）

		「R4下＋R5上」予測通信量			=	「R3下＋R4上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
MA内 [※]	回数	526	273	254		631	333	298		▲16.6%	▲18.1%	▲15.0%
	時間	15	8	7		19	10	9		▲18.3%	▲18.9%	▲17.5%
MA間ZA内	回数	355	161	194		409	187	222		▲13.2%	▲13.7%	▲12.8%
	時間	7	3	4		9	4	4		▲18.2%	▲20.7%	▲15.9%
GC接続	回数	4,584	2,272	2,312		5,067	2,498	2,569		▲9.5%	▲9.0%	▲10.0%
	時間	128	66	61		143	74	69		▲10.6%	▲10.3%	▲10.9%
IC接続 (GCを経由するもの)	回数	7,241	3,553	3,687		8,061	3,949	4,112		▲10.2%	▲10.0%	▲10.3%
	時間	227	117	110		255	131	124		▲10.9%	▲10.9%	▲10.9%

（※） MA内：自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

<IC接続（GCを経由しないもの）>

$$\text{「令和4年度下期＋令和5年度上期」予測通信量} = \text{「令和4年10～12月」実績通信量} + \text{「令和4年12月」実績通信量} \times \text{対予測期間比率}^{\ast 1} \times \text{IP網への移行に伴う縮減率}^{\ast 2}$$

※1 対予測期間比率は、令和2年12月の実績通信量に対する令和3年1月～9月の実績通信量の比率。

※2 IP網への移行に伴い、IC接続（GCを経由しないもの）の通信量が令和5年1月から一定の割合で減少して令和6年12月に0となると仮定し、予測対象期間（令和5年1月～9月）の通信量の減少分を縮減率として考慮する。

（単位：百万回、百万時間）

		「R4下＋R5上」予測通信量			=	「R4.10～12」実績通信量			+	「R5.1～9」予測通信量		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
IC接続 (GCを経由しないもの)	回数	15,182	7,999	7,184		4,551	2,395	2,156		10,632	5,604	5,028
	時間	547	336	210		160	97	62		387	239	148

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

- サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万回、百万時間）

		令和5年度	令和4年度	増減率
加入者交換機能/加入者交換部(GC)	回数	12,799	14,380	▲11.0%
	時間	379	430	▲11.9%
加入者交換機回線対応部共用機能/加入者交換機共用トランクポート部	時間	237	264	▲10.3%
加入者交換機回線対応部専用機能/加入者交換機専用トランクポート部	時間	128	148	▲13.9%
中継交換機能/中継交換部(IC)	回数	22,658 ※(7,475)	24,804 ※(8,171)	▲8.7% ※(▲8.5%)
	時間	779 ※(232)	870 ※(257)	▲10.6% ※(▲9.9%)
中継交換機回線対応部共用機能/中継交換機共用トランクポート部	時間	237	264	▲10.3%
中継交換機回線対応部専用機能/中継交換機専用トランクポート部	時間	1,320	1,477	▲10.6%
中継伝送共用機能/中継伝送共用部	時間	237	264	▲10.3%
中継伝送専用機能/中継伝送専用部	時間	103	112	▲7.9%

（※） GCを経由しないものを除く。

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第8次PSTN-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和5年度	令和4年度	増減率
加入者交換機能/加入者交換部			
NTSコスト付け替え前	103,580	110,431	▲6.2%
NTSコスト付け替え後※	65,953	70,096	▲5.9%
加入者交換機回線対応部共用機能 /加入者交換機共用トランクポート部	2,049	2,370	▲13.5%
加入者交換機回線対応部専用機能 /加入者交換機専用トランクポート部	736	855	▲13.9%
中継交換機能/中継交換部	3,534	3,996	▲11.6%
中継交換機回線対応部共用機能 /中継交換機共用トランクポート部	116	135	▲14.1%
中継交換機回線対応部専用機能 /中継交換機専用トランクポート部	371	439	▲15.5%
中継伝送共用機能/中継伝送共用部	3,950	4,447	▲11.2%
中継伝送専用機能/中継伝送専用部	379	326	+16.3%

（※）き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストを控除した後。

（参考）NTSコストの付け替え

○ IP網への移行期間中におけるPSTN-LRICモデルによる接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストを控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストを接続料原価に加算する（NTSコストを付け替える）こととしている。

○ NTSコストの付け替え前後での令和5年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

加入者交換機能 に係る 接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①) 加入者交換機能に係る 接続料原価に算入するもの	NTSコスト 加算後 ③+④
	103,580	NTSコスト		47,783			
		55,797	① き線点RT-GC間伝送路コスト 及び局設置FRT-GC間伝送路コスト				
	103,580	55,797	18,170	37,627	47,783	18,170	65,953

（1）サービス別トラヒックの算定

- 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

$$\text{「令和4年度下期+令和5年度上期」予測通信量} = \text{「令和3年度下期+令和4年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^*)$$

* 対前年同期予測増減率は、①令和4年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和5年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該増減率には、令和4年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における令和3年10月～12月と令和4年1月～9月との構成比を用いて加重平均したものを。

(単位:百万回、百万時間)

		「R4下+R5上」予測通信量			=	「R3下+R4上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
ZA内	回数	1,573	783	790		1,778	894	884		▲11.5%	▲12.4%	▲10.6%
	時間	41	22	19		48	25	22		▲13.8%	▲14.3%	▲13.3%
ZA間	回数	277	140	137		305	154	151		▲9.2%	▲9.2%	▲9.2%
	時間	6	4	3		7	4	3		▲13.4%	▲13.4%	▲13.3%
IP接続	回数	9,806	4,823	4,982		10,938	5,357	5,581		▲10.4%	▲10.0%	▲10.7%
	時間	304	156	148		341	175	166		▲10.9%	▲10.8%	▲11.1%

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

- サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

(単位:百万回、百万時間)

		令和5年度	令和4年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	回数	13,229	14,868	▲11.0%
	時間	392	445	▲12.1%
一般中継系ルータ接続伝送機能/一般中継系ルータ接続伝送部	時間	392	445	▲12.1%
一般中継系ルータ交換伝送部	時間	351	397	▲11.7%
SIPサーバ部	回数	13,229	14,868	▲11.0%
関門系ルータ交換部	時間	610	687	▲11.2%
SIP信号変換部	回数	9,806	10,986	▲10.7%
番号管理部	回数	9,806	10,986	▲10.7%
ドメイン名管理部	回数	9,806	10,986	▲10.7%
特定接続	時間	12 310	349	▲11.2%

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和5年度	令和4年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	26,308	28,133	▲6.5%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	21,629	20,197	+7.1%
一般中継系ルータ交換伝送部	79	69	+14.5%
SIPサーバ部	3,083	3,291	▲6.3%
関門系ルータ交換部	19	21	▲9.5%
SIP信号変換部	152	162	▲6.2%
番号管理部	53	52	+1.9%
ドメイン名管理部	29	28	+3.6%
特定接続	179	203	▲11.8%

接続料等の改定額①

区分	単位	令和5年度	令和4年度
① 加入電話・メタルIP電話接続機能	1通信ごとに	0.45830円	0.54419円
	1秒ごとに	0.043735円	0.044132円
② 加入者交換機能	1通信ごとに	0.51038円	0.52200円
	1秒ごとに	0.042689円	0.039593円
③ 加入者交換機回線対応部専用機能	1秒ごとに	0.0016027円	0.0016028円
④ 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0024056円	0.0024957円
⑤ メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.018653円	0.017543円
⑥ 市内伝送機能	1通信ごとに	0.080828円	0.082625円
	1秒ごとに	0.010154円	0.010271円
⑦ 中継交換機能	1通信ごとに	0.080828円	0.082625円
	1秒ごとに	0.00060776円	0.00062123円
⑦' 中継交換機能(光IP電話接続機能組合せ用)	1通信ごとに	0.066769円	0.073707円
	1秒ごとに	0.00051451円	0.00055714円
⑧ 中継交換機回線対応部専用機能	1秒ごとに	0.000078144円	0.000082563円
⑨ 中継交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.00013570円	0.00014231円
⑩ 中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0046374円	0.0046824円
⑪ 中継伝送専用機能	1秒ごとに	0.0010190円	0.00080720円
⑫ 中継交換機接続用伝送装置利用機能	1秒ごとに	0.000058327円	0.000054281円
⑬ 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.015336円	0.012595円
⑭ 共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.013479円	0.013385円

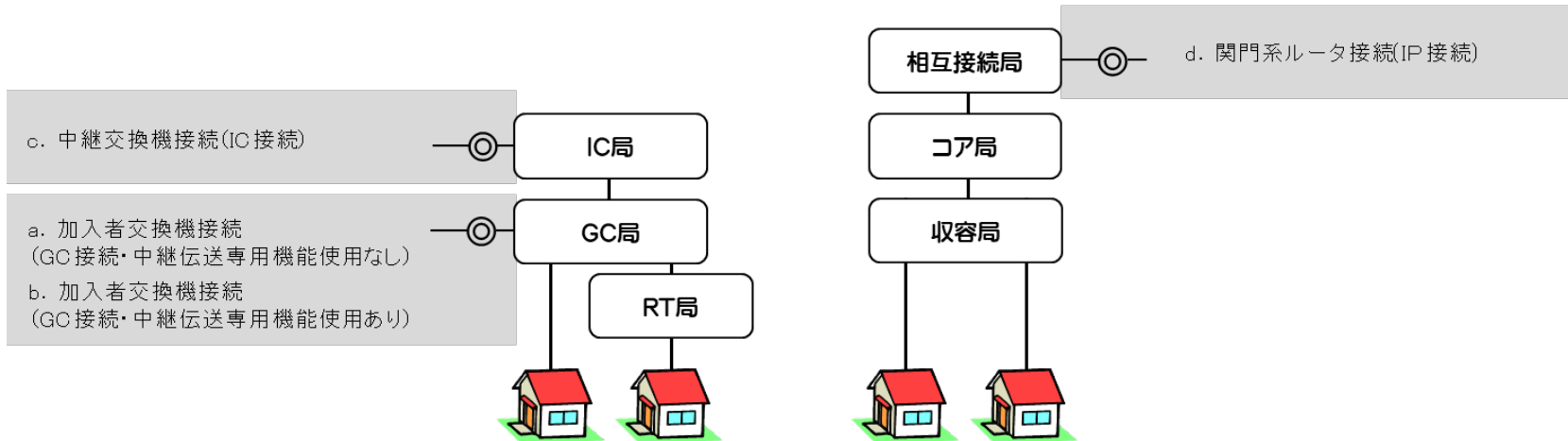
接続料等の改定額②

区分	単位	令和5年度	令和4年度
⑮ 市内通信機能	1通信ごとに	0.60990円	0.63198円
	1秒ごとに	0.072088円	0.066670円
⑯ リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.76952円	0.78391円
	1秒ごとに	0.079748円	0.074004円
⑰ リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.022714円	0.021391円
⑱ 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.049113円	0.046113円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.053424円	0.050447円
⑲ リダイレクション網使用機能			
ア NTT東日本・西日本の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.057744円	0.054380円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.048836円	0.045294円
⑳ 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672 回線(50Mbit/s 相当)ごとに	243,696円	163,046円
イ 約款第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線(50Mbit/s 相当)ごとに	321,678円	228,264円

加入電話・メタルIP電話の接続料（主要例）

IP網への移行期間中における加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料算定過程

【第8次PSTN-LRICモデル】 【第9次IP-LRICモデル】



部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
a. 加入者交換機接続機能(一) (GC接続・中継伝送専用使用なし)	0.51038円/回	8.48円	6.8%
	0.044292円/秒		
b. 加入者交換機接続機能(二) (GC接続・中継伝送専用使用あり)	0.51038円/回	8.67円	29.2%
	0.045311円/秒		
c. 中継交換機接続機能 (IC接続)	0.59121円/回	9.70円	64.0%
	0.050612円/秒		

部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
d. 関門系ルータ接続機能 (IP接続)	0.25677円/回	6.39円	100.0%
	0.034062円/秒		

PSTNモデル 66%

IPモデル 34%

	単金	3分当たり
① 加入電話・メタルIP電話接続機能	0.45830円/回	8.33円
	16 0.043735円/秒	

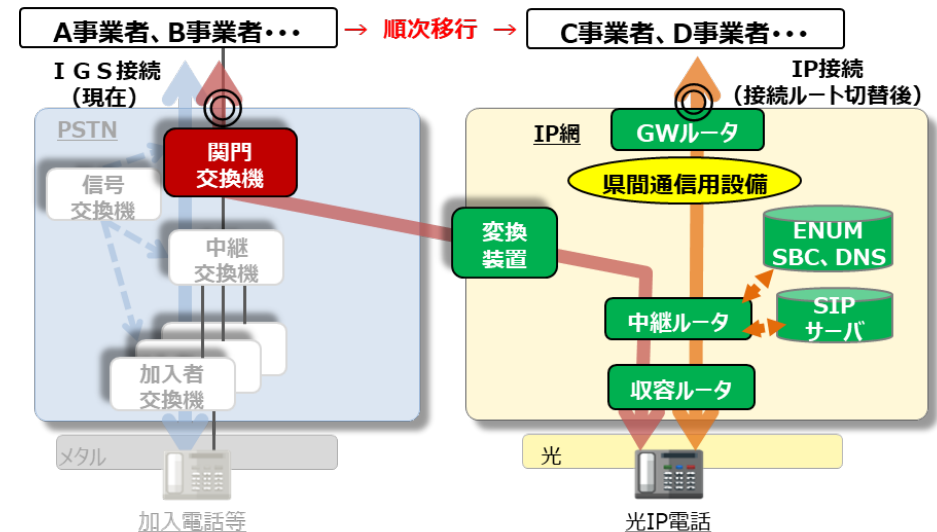
光IP電話の接続料等

IP網への移行期間中における光IP電話の接続料等

- IP網への移行期間中、光IP電話では、IGS接続(接続ルート切替前)及びIP接続(接続ルート切替後)の2つの接続形態が併存することとなるため、接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、これら2つの接続形態について、接続に係る負担を単一に設定している。
- 具体的には、以下の3機能の接続料等の合算値を、接続ルート切替前後で共通の接続事業者の負担としている。

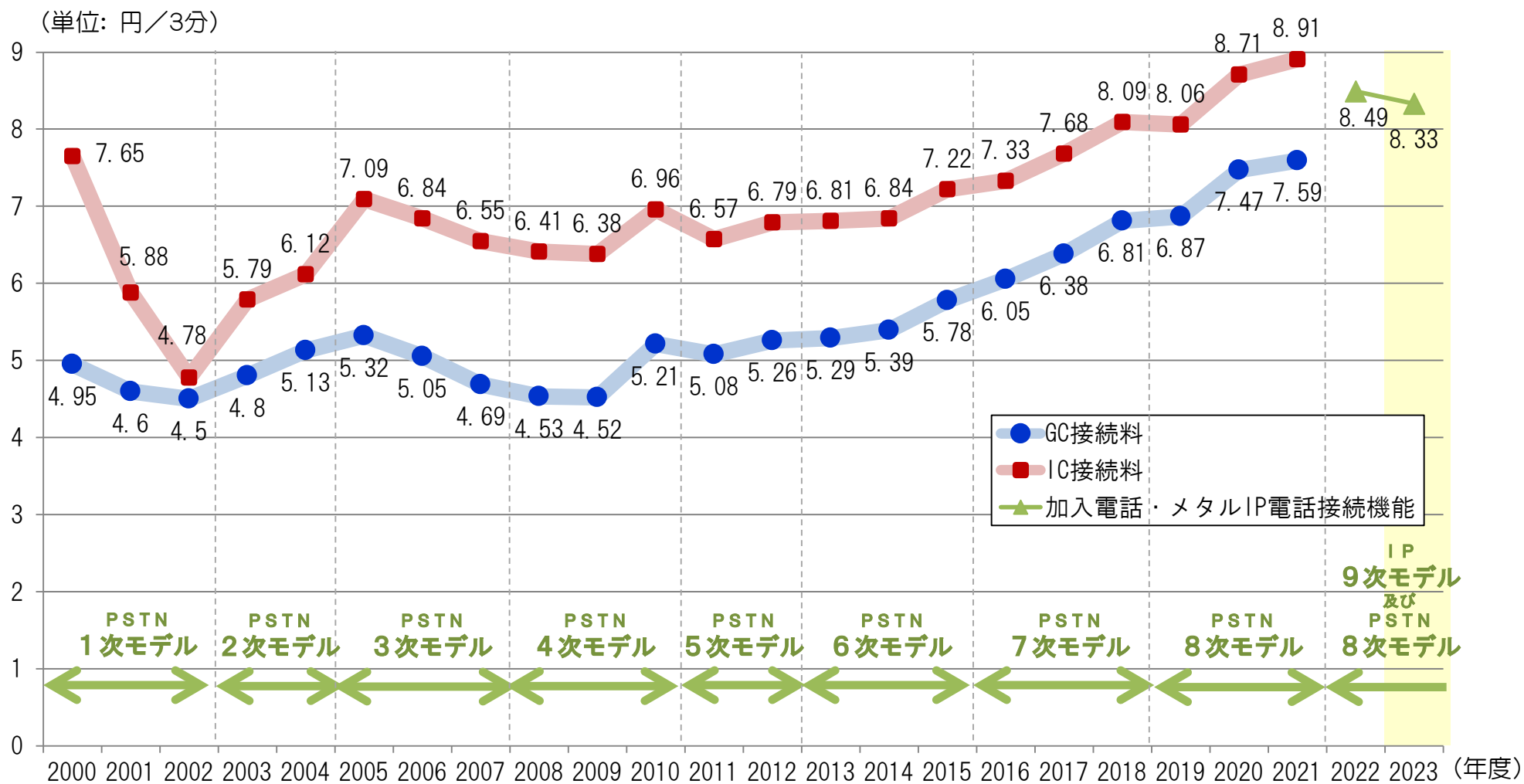
■ IP網への移行期間中における光IP電話に係る3機能

光IP電話接続機能	光IP電話の提供を行うための設備を用いて通信の交換及び伝送を行う機能の接続料を設定。算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】
中継交換機能	LRIC方式により算定する中継交換機能の接続料について、光IP電話接続機能と組み合わせて適用する場合の算定においては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【毎年度要認可手続：今般令和5年度分の認可申請あり】
県間伝送機能	IP音声県間接続において他事業者が負担する金額の算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】



	令和5年度		令和4年度	
	単金	3分当たり	単金	3分当たり
光IP電話接続機能	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.356円 西日本:1.445円	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.371円 西日本:1.460円
⑦' 中継交換機能 (光IP電話接続機能組合せ用)	東日本:0.0019864円/秒 西日本:0.0029948円/秒		0.073707円/回	
県間伝送機能	東日本:0.000026494円/秒 西日本:0.000024646円/秒	17	東日本:0.000026494円/秒 西日本:0.000024646円/秒	

(参考) LRIC方式による接続料の推移



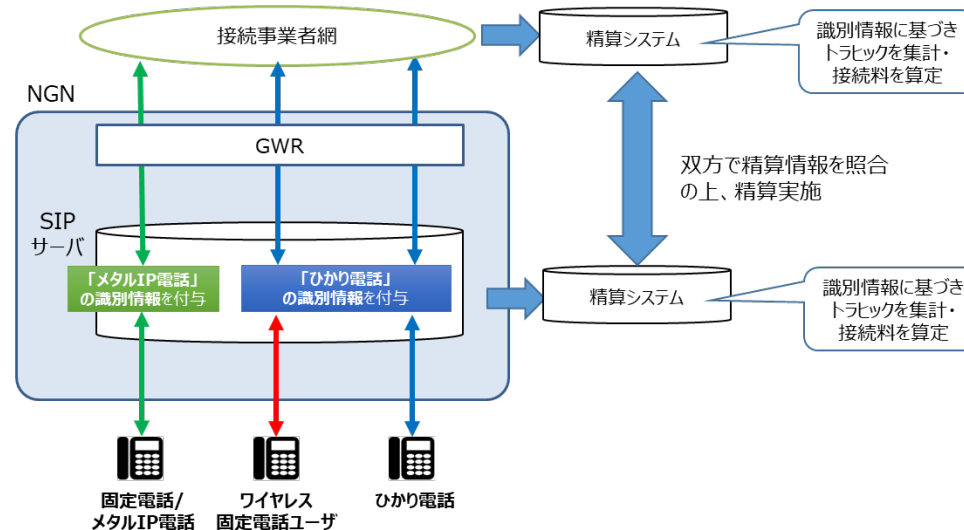
接続料規則第3条に基づく許可申請の概要

1. 申請事項

項目	概要
IP網移行期(2024年12月まで)のワイヤレス固定電話に適用する接続料	「加入電話・メタルIP電話接続機能」の接続料ではなく、「光IP電話接続機能」の接続料を適用する

2. 申請の理由

NTT東日本・西日本のSIPサーバではワイヤレス固定電話とひかり電話の通話を分け隔てることなく、「ひかり電話」の識別情報を付与する仕様となっている。そのため、ワイヤレス固定電話に係る通話に「加入電話・メタルIP電話接続機能」の適用・精算を行う場合、遡及精算する運用対応が必要となるほか、接続事業者においてNTT東日本・西日本が提示する通信回数・通信時間の適正性を判断できない。



3. 備考

NTT東日本・西日本において、接続事業者の意向を確認したところ、反対する事業者はなく、「請求・支払・遡及精算処理等の対応稼働を軽減可能である」「トラフィック量が僅少と想定される」「時限的な対応である」等の理由により13社から賛同が得られている。

加入電話・ISDN通話料に係るスタックテストの結果

- 「固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(平成30年2月策定、令和4年11月最終改定)に基づき、NTT東日本・西日本から、加入電話・ISDN通話料に係る利用者料金収入と接続料等総額を比較した結果の報告があった。
- NTT東日本・西日本からの報告によると、当該利用者料金収入と接続料等総額の差分は、営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を下回っていないことから、加入電話・ISDN通話料について、接続料と利用者料金との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められない。

■ スタックテストの結果 (加入電話・ISDN通話料)

(①~③の単位:億円)

	①利用者料金収入	②接続料等総額	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率
NTT東日本	113 (▲12%)	75 (▲12%)	38	33.6% (+0.03 pt)
NTT西日本	105 (▲12%)	68 (▲12%)	37	35.2% (▲0.06 pt)

※1 利用者料金収入は、令和3年度の実績。

※2 接続料等総額は、令和3年度の実績需要に令和5年度接続料相当額を乗じて算定。

※3 カッコ内は、対前年度比較。

審査結果

(長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。ただし、特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ)	適	【施行規則第23条の4第2項第1号から第3号までに係る事項】 変更事項なし 【施行規則第23条の4第2項第4号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第23条の4第2項第5号から第12号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、接続料規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容

		は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。 なお、ワイヤレス固定電話の接続料については、別記1のとおり。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。 (審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. ワイヤレス固定電話の接続料の扱いについて

電話網のIP網への移行期間(令和6年12月まで)におけるワイヤレス固定電話の接続料については、情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月20日)を踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第7号)により、「加入電話・メタルIP電話接続機能」の接続料が適用されることが接続料規則において規定されている。

一方で、NTT東日本・西日本からの申請では、ワイヤレス固定電話に係る通信について、接続事業者において特定することが困難である(「光IP電話接続機能」が適用される通信と同一の識別情報が付与される)ことから、接続事業者においてNTT東日本・西日本が提示するワイヤレス固定電話の通信回数・通信時間の適正性を判断できないため、「光IP電話接続機能」の接続料を適用することとしている。当該措置については、接続料規則の規定とは異なる接続料の設定であるため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置を実施することについては、

- ・ NTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の通信と相互接続すると考えられる接続業者に意向を確認し、反対する接続事業者は存在しなかったこと。
- ・ 「光IP電話接続機能」の接続料は、「加入電話・メタルIP電話接続機能」と比較して、ほぼすべての通信において安価であり、接続業者に金銭的損失を与える可能性は極めて低いこと。
- ・ 電話網のIP網への移行期間(令和6年12月まで)の間の時限的な措置であり、当該期間のワイヤレス固定電話の導入見込みは少数であることから、ワイヤレス固定電話に係る通信を特定するために設備投資等を求めることは経済的合理性が乏しいこと。

を踏まえれば、一定の合理性があるものと認められる。